

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	電子申請システムサービス利用
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1, 592, 360円
契約締結日	令和7年7月3日
契約期間	令和7年8月4日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（事務局：大阪府スマートシティ戦略部）が、複数自治体を取りまとめて共同調達を実施したものである。事業者選定は大阪府の手法に準拠して実施されており、手続の透明性・公平性が担保されているとともに、本市においても一構成員として同連絡会議事務局に事業者選定を委任することで、本枠組に参加するものである。このことから、他の事業者と契約することはできないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	VRを活用した防災力向上事業業務委託
担当部・課名	総務部 危機管理課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	TOPPAN 株式会社 西日本事業本部 大阪市北区中之島二丁目三番十八号 中之島フェスティバルタワー
契約金額（税込）	3, 9 8 7, 5 0 0 円
契約締結日	令和7年7月28日
契約期間	契約締結の日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、地域における防災力の向上や発災時の対応力の向上、防災啓発活動の推進が求められる社会情勢を踏まえ、価格だけでなく、教育施設や市民の利用促進の観点から契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「VRを活用した防災力向上事業業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、機器の操作性やパンフレットの視認性に優れた提案を行っていることなどが高く評価できるとし、本業務の受託候補者の最適者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市男女共同参画プラン（第4次）策定業務委託
担当部・課名	総務部 人権推進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 京都市南区久世築山町99番地
契約金額（税込）	4,950,000 円
契約締結日	令和7年7月2日
契約期間	令和7年7月2日～令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	業務目的を効果的かつ効率的に達成するためには、豊富な経験と高い専門知識を有すると期待できる事業者からの企画提案を一定の基準で審査・選定する公募型プロポーザル方式を実施し、市が必要とする具体的な提案及び支援を行うことができる事業者を選定する必要がある、公募型プロポーザル方式を実施した結果、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所が最も適した事業者と選定された。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	尾崎駅周辺魅力創出事業業務委託
担当部・課名	未来創生部 企画課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	ランドブレイン株式会社大阪事務所 大阪府大阪市西区西本町1丁目3番15号大阪建大ビル
契約金額（税込）	1,870,000 円
契約締結日	令和7年7月11日
契約期間	契約締結の日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であつて、価格だけでなく、尾崎駅周辺の魅力創出を検討するにあたり、適切かつ効果的な実施手法の提案し、支援を実施することができる契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「尾崎駅周辺魅力創出事業業務委託業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会において、本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び独自性の高い提案であることなどが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の委託候補者の最適者として選定した。 なお、独自性の高い提案として、当事業は継続的な取組が必要であり、都市再生に向けて、中心的な担い手を育成することに加え、事業者が中心的な活動を実施する提案がされている。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	標準化に係るシステム改修業務委託（戸籍コンビニ交付システム構築）
担当部・課名	市民部市民課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
契約金額（税込）	3, 388, 000円
契約締結日	令和7年7月1日
契約期間	令和7年7月1日～令和8年1月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	自治体情報システムの標準化・共通化により住民基本台帳システムが標準化された後も引き続きコンビニ交付サービスを提供するため、既存のコンビニ交付システムを改修し、BCLと併用できるシステムを構築する必要がある。 既存のコンビニ交付システムは富士フイルムシステムサービス株式会社より導入しており、改修については同社でないと行うことができず、同社以外のものに履行させると、万が一システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しい支障が生じる恐れがある。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士フイルムシステムサービス株式会社において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	し尿計測器設置業務委託
担当部・課名	市民部 生活環境課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	アイシー測器株式会社 大阪府吹田市江坂町2丁目14番46号
契約金額（税込）	1,490,500円
契約締結日	令和7年7月25日
契約期間	契約締結日～令和7年9月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	し尿計測器は、従量制による収集手数料の明確化を図ることから、平成27年度、し尿収集業者所有の11台の収集車両に取り付けられているものである。令和4年12月、し尿収集業者から増車の要望があり、協議を重ねた結果、増車については効率的な業務遂行に必要であると判断し、許可をした。車両については令和7年2月に納車されていることから、新たなし尿計測器を早急に設置する必要がある。 し尿計測器は、平成27年度導入時、3種類の計測方式について、計測器の性能等、比較検討した結果、取り付けが容易であり誤差も少なく安価であるアイシー測器の計測器を採用した経緯があることから、今回も同等の機種について調査を行ったが、現在採用している液面計式で計測するし尿計測器は同機種しかなく、今回の許可車両においても同じ計測器を設置する。また、現在設置されている計測器の販売及び保守点検を行っているのはアイシー測器株式会社である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは同社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	定額減税補足給付金（不足額給付）業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	2,409,110円（税込）
契約締結日	令和7年7月26日
契約期間	契約締結の日 ~ 令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務の履行に当たっては、現行住民情報システム（市府民税）のデータの利用やシステムの内容把握を要するが、同システムを導入・構築し、及び保守している株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では、万が一、システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和8年度の固定資産税(土地)の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪市西区阿波座1丁目6番1号
契約金額(税込)	2,346,300円(税込)
契約締結日	令和7年7月1日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務委託は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、広域での比較調整が必要であり、大阪府で定められている固定資産鑑定評価員会議ブロックで、同ブロックに所属する貝塚市以南の全市町が公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と業務委託契約を締結し、鑑定士同士の調整を行っている。 以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市議会議員一般選挙における入場整理券作成等業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1, 810, 820円
契約締結日	令和7年7月10日
契約期間	契約締結日～令和7年9月30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本選挙における入場整理券作成に係る電算処理は、住民情報システムをもとに作成した選挙人名簿の登録者から対象者を抽出する必要がある。現行の住民情報システムは、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。